

令和8年知事許可漁業許可方針

令和8年1月

新 潟 県

目 次

I 海面における知事許可漁業の許可方針

【小型機船底びき網漁業】

- (1) 手繰第1種漁業の機船手繰網（県内を主たる根拠地とする船舶）・・・1
- (2) 手繰第1種漁業の機船手繰網（県外を主たる根拠地とする船舶）・・・3
- (3) 手繰第2種漁業のえびこぎ網漁業・・・4
- (4) 手繰第2種漁業の自家用餌料びき網漁業・・・6
- (5) 手繰第3種漁業の貝類又はなまこけたびき網漁業・・・8
- (6) その他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業
（下越地区内を主たる根拠地とする船舶）・・・10
- (7) その他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業
（佐渡市内を主たる根拠地とする船舶）・・・12
- (8) その他の小型機船底びき網漁業の自家用餌料びき網漁業・・・14

【まき網漁業（しいらまき網漁業）】・・・15

【機船船びき網漁業】

- (1) ひげあみ船びき網漁業・・・16
- (2) さより船びき網漁業・・・18

【ごち網漁業（たいーそごち網漁業）】・・・20

【流し網漁業（いわし流し網漁業）】・・・23

【刺し網漁業】

- (1) 固定式刺し網漁業（上越地区内を主たる根拠地とする船舶）・・・25
- (2) 固定式刺し網漁業
（上越地区内、中越地区内又は佐渡地区内を主たる根拠地とする船舶）・・・27
- (3) 固定式刺し網漁業（下越地区内を主たる根拠地とする船舶）・・・29
- (4) 平瀬海域における固定式刺し網漁業・・・31
- (5) 地先海域における固定式刺し網漁業・・・33
- (6) 特定海域におけるめばる刺し網漁業（県内を主たる根拠地とする船舶）・・・35
- (7) 特定海域におけるめばる刺し網漁業（県外を主たる根拠地とする船舶）・・・37
- (8) 特定海域におけるあかがれい刺し網漁業・・・38
- (9) 加茂湖における固定式刺し網漁業・・・40
- (10) 粟島周辺海域における固定式刺し網漁業・・・42
- (11) あまだいこぎ刺し網漁業・・・44
- (12) きすこぎ刺し網漁業・・・46
- (13) いなだまき刺し網漁業・・・48

【はえ縄（たら・すけとうたらはえ縄漁業）】・・・50

【小型いか釣り漁業】

- (1) 小型いか釣り漁業（県内を主たる根拠地とする船舶）・・・52
- (2) 小型いか釣り漁業（県外を主たる根拠地とする船舶）・・・55

【かご漁業】

(1) えびかご漁業（佐渡市内で赤泊以外の地区を主たる根拠地とする船舶）	58
(2) えびかご漁業（佐渡市の赤泊地区内を主たる根拠地とする船舶）	63
(3) えびかご漁業（旧山北町内を主たる根拠地とする船舶）	66
(4) えびかご漁業（山形県沖合海域におけるえびかご漁業）	68
(5) ずわいがにかご漁業	70
(6) ばいかご漁業	72
(7) べにずわいがにかご漁業（新潟市内を主たる根拠地とする船舶）	75
(8) べにずわいがにかご漁業（新潟市以外の地区を主たる根拠地とする船舶）	77
【敷網漁業（やりいか棒受網漁業）】	79
【しいらづけ漁業】	81
【潜水器漁業】	82
【地びき網漁業】	84
【小型定置漁業】	85

II 内水面における知事許可漁業の許可方針

【小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業のしじみけたびき網漁業）】	87
----------------------------------	----

III その他

【起業の認可】	89
---------	----

※許可方針において特に記載がない場合、方位は真方位、海里は国際海里（1海里=1,852メートル）を意味するものとする。

※文中の「過去」については、最後に許可又は起業の認可を受けた時点とする。

I 海面における知事許可漁業の許可方針

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業の機船手繰網漁業） 許可方針（県内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の機船手繰網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、43隻以内とする。ただし、10トン以上15トン未満の船舶は7隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 操業を認める区域は、次の新潟県沖合区域(1)～(8)を除いた区域とする。

(1) 次のア、イ両線の間の区域のうち、本土の最大高潮時海岸線から（以下、「距岸」という。）

1海里以内の区域

ア 富山、新潟両県境から北の線

イ 糸魚川市早川河口中央から北北西の線

(2) 次のア、イ両線の間の区域のうち、本土の距岸5海里以内の区域

ア 上越市鳥ヶ首岬灯台中心点と佐渡市沢崎鼻灯台中心点とを結ぶ線

イ 上越市虫生鼻と佐渡市沢崎鼻灯台中心点とを結ぶ線

(3) 次のア、イ、ウ及び本土の最大高潮時海岸線の4線で囲まれた区域

ア 上越市虫生鼻と北緯37度18分54秒、東経138度11分54秒の点とを結ぶ線

イ 北緯37度18分54秒、東経138度11分54秒の点と北緯37度19分36秒、東経138度15分36秒の点とを結ぶ線

ウ 北緯37度19分36秒、東経138度15分36秒の点と上越市関川河口中央とを結ぶ線

(4) 次のア、イ、ウ及び佐渡島の最大高潮時海岸線の4線で囲まれた区域

ア 佐渡市沢崎鼻灯台中心点と北緯37度27分48秒、東経138度13分48秒の点とを結ぶ線

イ 北緯37度27分48秒、東経138度13分48秒の点と北緯37度27分42秒、東経138度16分0秒の点を結ぶ線

ウ 北緯37度27分42秒、東経138度16分0秒の点と佐渡市小木港防波堤灯台中心点とを結ぶ線

- (5) 次のア、イ、本土及び佐渡島の最大高潮時海岸線の4線で囲まれた区域
 - ア 上越市関川河口中央と佐渡市小木港防波堤灯台中心点とを結ぶ線
 - イ 新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線
- (6) 次のア、イ両線の間の区域のうち、本土の距岸3海里以内の区域
 - ア 新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線
 - イ 山形、新潟両県境から西北西の線
- (7) 佐渡島（(4)、(5)の区域を除く。）の距岸4海里以内の区域
- (8) 粟島の距岸3海里以内の区域

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、9月1日から翌年6月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶により漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた実績船及び実績船よりも総トン数及び馬力が大きくない代船又は承継による申請

(2) 第2順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者が、当該漁業の許可又は起業の認可を受けている船舶について、第2に規定する当該船舶の有効トン数が属する区分の限度内の他の船舶を代船として行った許可又は起業の認可の申請

(3) 第3順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(4) 第4順位

第1順位、第2順位及び第3順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

（許可の有効期間）

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業の機船手繰網漁業）
許可方針（県外を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県と山形県の間で昭和51年5月1日に締結された山形県と新潟県との漁業調整に関する協定及び新潟海区漁業調整委員会と山形海区漁業調整委員会の間で毎年締結されている協定（以下、「協定」という。）に基づき、第5に定める区域において操業される小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の機船手繰網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の許可をする船舶の数は、許可又は起業の認可を申請する時点の協定に定める隻数とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、許可又は起業の認可を申請する時点の協定に定める総トン数の条件を満たすものとする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 操業を認める区域は、許可又は起業の認可を申請する時点の協定に定める区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、許可又は起業の認可を申請する時点の協定に定める時期とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、山形県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けた船舶により漁業を営む者で、山形県沖合海域における手繰第1種漁業の許可を受けている者とする。

第2章 許可の有効期間

（許可の有効期間）

第8 この漁業の有効期間は、1年以内とする。

小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業のえびこぎ網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「えび」をとることを目的とした小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業とする。

（許可又は起業の認可すべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、1隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、糸魚川市大字市振と糸魚川市大字須沢との間の地先の区域とする。ただし、本土の最大高潮時海岸線から1海里以内の区域及び水深300メートル以深の区域は除く。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、9月1日から翌年6月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶により漁業を営み、操業区域とする漁業権者の同意があった者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業の自家用餌料びき網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「主に釣り漁業や延縄漁業に使用する餌料」をとることを目的とした小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、11隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の区域とする。

- (1) 新共第2号共同漁業権漁場の範囲内の区域。
- (2) 新潟漁業協同組合出雲崎支所地先沖合の区域。ただし、本土の最大高潮時海岸線から（以下、「距岸」という。）2海里以内の区域及び水深300メートル以深の区域は除く。
- (3) 新潟市西蒲区間瀬地先沖合の区域。ただし、本土の距岸2海里以内の区域及び水深300メートル以深の区域は除く。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、次のとおりとする。

- (1) 第5の(1)の区域については、7月1日から翌年6月30日まで
- (2) 第5の(2)、(3)の区域については、9月1日から翌年6月30日まで

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営み、操業区域（地先沖合を含む）とする漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業の貝類又はなまこけたびき網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「貝類」又は「なまこ」をとることを目的とした小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、78隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、共同漁業権の範囲内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営み、操業区域とする漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

小型機船底びき網漁業（その他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業）
許可方針（下越地区内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、46隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、原則として総トン数5トン未満とする。ただし、過去に許可実績のある者が過去に本県で許可を受けた総トン数5トン以上の船舶を用いる場合については、過去に許可を受けた際の総トン数以下とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、原則として漁船法に基づく推進機関の馬力数330キロワット以下とする。ただし、過去に許可実績のある者が過去に本県で許可を受けた馬力数330キロワットを超える船舶を用いる場合については、過去に許可を受けた際の馬力数以下とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の(1)、(2)、(3)及び(4)の4点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域とする。ただし、本土の最大高潮時海岸線から（以下、「距岸」という。）3海里以内の区域及び粟島の距岸4海里以内の区域を除く。

(1) 山形県と新潟県との最大高潮時海岸線上の境界点

(2) (1)から西北西の線上15海里の点

(3) 新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中央から10海里の点

(4) 新川河口中央

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、9月1日から翌年6月30日までとする。ただし、総トン数5トン以上の船舶又は推進機関の馬力数330キロワットより大きい船舶については、9月1日から翌年6月20日まで、総トン数5トン以上の船舶かつ推進機関の馬力数330キロワットより大きい船舶については、9月1日から翌年6月15日までとする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟市から村上市及び岩船郡に至る地区（以下、「下越地区」という。）に住所を有し、下越地区内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

第4章 その他

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数の変更)

第10 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数の変更については、総トン数5トン未満である場合に認めるものとする。ただし、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数が5トン以上の船舶を改造する場合については、その許可又は起業の認可を受けた際の総トン数以下とし、過去に本県で許可実績のある総トン数5トン以上の船舶を代船とする場合については、その代船とする船舶が過去に許可を受けた際の総トン数以下とする。

(推進機関の馬力数の変更)

第11 推進機関の馬力数の変更については、漁船法に基づく推進機関の馬力数330キロワット以下である場合に認めるものとする。ただし、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数が330キロワットを超える船舶を改造する場合については、その許可又は起業の認可を受けた際の馬力数以下とし、過去に本県で許可実績のある馬力数330キロワットを超える船舶を代船とする場合については、その代船とする船舶が過去に許可を受けた際の馬力数以下とする。

小型機船底びき網漁業（その他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業）
許可方針（佐渡市内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、6隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、原則として総トン数5トン未満とする。ただし、過去に許可実績のある者が過去に本県で許可を受けた総トン数5トン以上の船舶を用いる場合については、過去に許可を受けた際の総トン数以下とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、原則として漁船法に基づく推進機関の馬力数330キロワット以下とする。ただし、過去に許可実績のある者が過去に本県で許可を受けた馬力数330キロワットを超える船舶を用いる場合については、過去に許可を受けた際の馬力数以下とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、佐渡市沢崎鼻灯台中心点から西の線と同線から北に佐渡市弾埼灯台中心点から東の線までの間の佐渡島の最大高潮時海岸線から（以下、「距岸」という。）4海里以内の区域とする。ただし、次の区域を除く。

- (1) 佐渡市台ヶ鼻灯台中心点と佐渡市田切須崎先端とを結ぶ線以東の区域
- (2) 距岸2,000メートル以内の区域

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、9月1日から翌年6月30日までとする。ただし、総トン数5トン以上の船舶又は推進機関の馬力数330キロワットより大きい船舶については、9月1日から翌年6月20日まで、総トン数5トン以上の船舶かつ推進機関の馬力数330キロワットより大きい船舶については、9月1日から翌年6月15日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、佐渡市内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(夜間操業の禁止)

第9 夜間（16:00 から翌日 4:00 まで）操業してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

第5章 その他

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数の変更)

第11 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数の変更については、総トン数5トン未満である場合に認めるものとする。ただし、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数が5トン以上の船舶を改造する場合については、その許可又は起業の認可を受けた際の総トン数以下とし、過去に本県で許可実績のある総トン数5トン以上の船舶を代船とする場合については、その代船とする船舶が過去に許可を受けた際の総トン数以下とする。

(推進機関の馬力数の変更)

第12 推進機関の馬力数の変更については、漁船法に基づく推進機関の馬力数330キロワット以下である場合に認めるものとする。ただし、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数が330キロワットを超える船舶を改造する場合については、その許可又は起業の認可を受けた際の馬力数以下とし、過去に本県で許可実績のある馬力数330キロワットを超える船舶を代船とする場合については、その代船とする船舶が過去に許可を受けた際の馬力数以下とする。

小型機船底びき網漁業（その他の小型機船底びき網漁業の
自家用餌料びき網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「主に釣り漁業や延縄漁業に使用する餌料」をとることを目的とした小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、0隻とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、共同漁業権の範囲内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営み、操業区域とする共同漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可の有効期間

（許可の有効期間）

第8 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

まき網漁業（しいらまき網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「しいら」をとることを目的としたまき網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、0隻とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可等の条件

（共同漁業権内漁場における操業の条件）

第8 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第3章 許可の有効期間

（許可の有効期間）

第9 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

機船船びき網漁業（ひげあみ船びき網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「ひげあみ」をとることを目的とした機船船びき網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、18隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(操業の条件)

第9 新潟西港港区内においては、次の条件を付するものとする。

- (1) 操業中に航行船舶の運航を妨げてはならない。
- (2) 港区内で操業する場合は港長の指示に従わなければならない。

(共同漁業権内漁場における操業の条件)

第10 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「さより」をとることを目的とした機船船びき網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、14隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(共同漁業権内漁場における操業の条件)

第9 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

ごち網漁業（たいーそうごち網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「たい」をとることを目的としたごち網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、52隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数10トン以下とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、原則として漁業者が操業する権利を有する共同漁業権漁場及びその地先とし、許可又は起業の認可を申請する時点において他の共同漁業権者の同意を得た者については、そこも含めた区域とする。ただし、次の(1)～(4)の区域を除く。

- (1) 上越市虫生鼻から北の線と、新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点から西北西の線との間で、本土の最大高潮時海岸線から2海里以内の区域
- (2) 新潟、山形両県境に設置した大型魚礁（設置位置No.1、北緯38度33分10秒、東経139度30分42秒、No.2、北緯38度33分16秒、東経139度30分24秒）の周囲100メートル以内の区域
- (3) 佐渡島周辺距岸2,000メートル以内の区域
- (4) 粟島周辺距岸3,000メートル以内の区域

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合に

については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

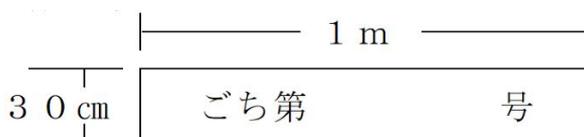
(1) 夜間（18:00 から翌 4:00 まで）操業してはならない。

(2) 7月1日から8月31日までの期間は、本ごち網及び別に定める漁具構造等の基準に適合する改良ごち網以外の網を使用して操業してはならない。

(3) 使用する漁具の魚捕り部分の網の目合は、6.06センチメートル（2寸）以上でなければならない。

(4) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

(5) 船体両舷側に次のとおり標識を表示しなければならない。



(赤地、白文字)

(漁船及び漁具の検査)

第10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ漁船及び漁具の検査を行う。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

第5章 その他

(操業区域の変更)

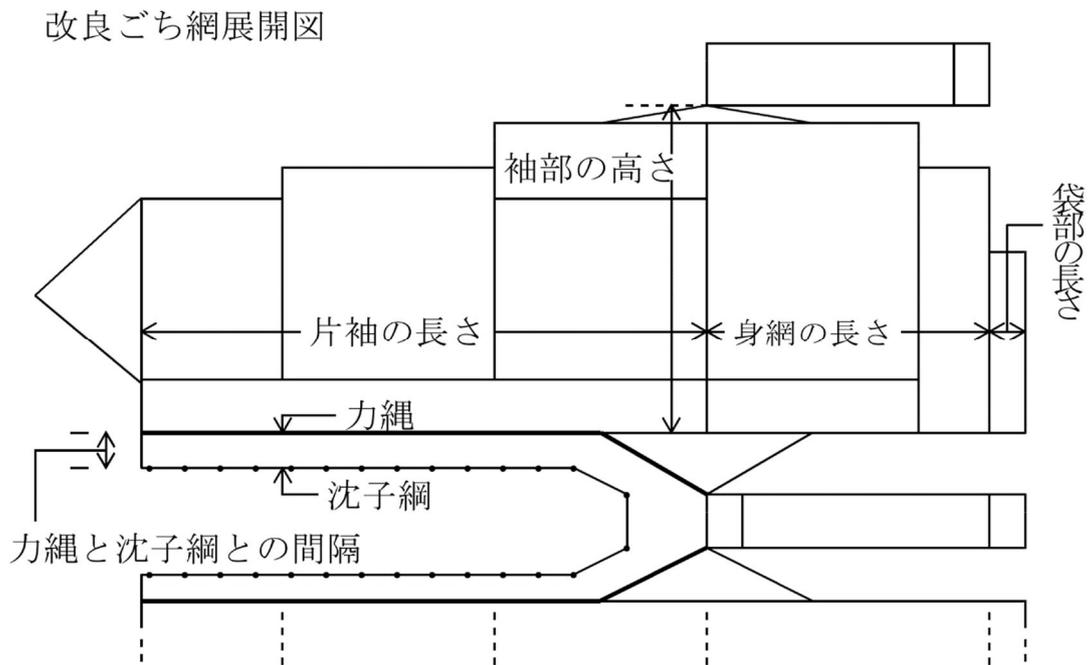
第12 操業区域の変更については、他の共同漁業権漁場及びその地先並びに第5の(1)の除外区域内において、操業を希望する区域の共同漁業権者の同意が得られた場合に認めるものとする。

(漁具の定義)

第13 本ごち網とは、縮結によって袋状になった楕円形の一枚網とその両端に結着されたひき綱とからなるものをいい、改良ごち網とは本ごち網以外のごち網をいう。

ごち網漁業漁具構造等の基準

- 1 (片袖の長さ) が 50 メートル以内であって、かつ [袖部の高さ + (沈子綱と力縄との間隔)] が (片袖の長さ) の 75%以上であること。
- 2 (身網の長さ + 袋部の長さ) が (片袖の長さ) の 80%以内であること。
- 3 袋部の長さは、身網の長さの 15%以内であること。
- 4 力縄を有し、その力縄の長さは、沈子綱の長さより 1 メートル以上短いこと。力縄と沈子綱との間隔は、50 センチメートル以上であること。
- 5 曳綱の長さは、1,100 メートル以内であること。



流し網漁業（いわし流し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「いわし」をとることを目的とした流し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶等の数は、102隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年する。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(共同漁業権内漁場における操業の条件)

第9 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（固定式刺し網漁業）許可方針（上越地区内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「たら、すけそうたら、かれい、ひらめ、めばる等」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、10隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の(1)と(2)を結ぶ線、(2)と(3)を結ぶ線及び(3)より真北の線（東経137度59分48秒の線）以西の新潟県沖合の区域とする。

- (1) 柏崎市柏崎港西防波堤灯台中心点
- (2) 佐渡市沢崎鼻灯台中心点
- (3) 北緯37度49分10秒、東経137度59分48秒の点

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、上越市西ヶ窪浜から糸魚川市に至る地区（以下、「上越地区」という。）に住所を有し、上越地区内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

- (2) 第2順位
漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請
- (3) 第3順位
第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可に当たり、次の条件を付するものとする。

- (1) 漁具の両端に水面上 1.5メートル以上の高さで一番上に標旗（黄色）を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。
- (2) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。
- (3) 「さけ」を目的として採捕してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（固定式刺し網漁業）許可方針
（上越地区内、中越地区内又は佐渡市内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「たら、すけそうたら、かれい、ひらめ、めばる等」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、121隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、上越市関川河口中央と佐渡市沢崎鼻灯台中心点とを結んだ線と新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線、本土及び佐渡島の最大高潮時海岸線の4線で囲まれた区域並びに佐渡島の最大高潮時海岸線から4海里以内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、上越市大潟区（以下、「上越地区」という。）、柏崎市から新潟市西区四ツ郷屋に至る地区（以下、「中越地区」という。）又は佐渡市内に住所を有し、上越地区内、中越地区内又は佐渡市内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

- (2) 第2順位
漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請
- (3) 第3順位
第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) 漁具の両端に水面上 1.5メートル以上の高さで一番上に標旗（黄色）を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。
- (2) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。
- (3) 「さけ」を目的として採捕してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（固定式刺し網漁業）許可方針（下越地区内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県の沖合海域において操業される「たら、すけそうたら、かれい、ひらめ、めばる等」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、19隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の新潟県下越地区沖合の区域とする。

- (1) 新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線と新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点から西北西（方位は「磁針方位」とする。以下、同じ。）の線との間の本土の最大時高潮線から（以下、「距岸」という。）6海里以内の区域
- (2) 次のア、イ、ウ、エ及びアの5点を順次結んだ4線によって囲まれた区域。ただし、1月1日から3月31日までの間は粟島の距岸3海里、4月1日から12月31日までの間は粟島の距岸3.5海里以内の区域を除くものとする。
 - ア 村上市蒲萄山山頂と岩船郡粟島浦村鳥崎先端とを結ぶ線上本土の距岸18,000メートルの点
 - イ 新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点から西北西の線上18,000メートルの点
 - ウ 新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点から西北西の線上28,000メートルの点
 - エ 村上市蒲萄山山頂と岩船郡粟島浦村鳥崎先端とを結ぶ線上本土の距岸28,000メートルの点

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟市西区内野上新町から村上市及び岩船郡に至る地区（以下、「下越地区」という。）に住所を有し、下越地区内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 漁具の両端に水面上 1.5メートル以上の高さで一番上に標旗（黄色）を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

(2) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

(3) 「さけ」を目的として採捕してはならない。

(4) 第5の(2)の区域の操業については、(1)及び(3)の条件のほかに、次の条件を付するものとする。

ア 海中に敷設する漁網の最高限度は、15把を1流しとし2流し以内でなければならない。

ただし、1把の長さは75メートル以内とする。

イ 揚網後ただちにかえ網を投網してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（平瀬海域における固定式刺し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県機船底曳網漁業協会、佐渡沖刺網組合、新潟市漁業協同組合、両津市漁業協同組合、金泉中央漁業協同組合、内浦漁業協同組合、水津漁業協同組合及び高千漁業協同組合の間で昭和48年10月1日に締結された佐渡島沖通称「平瀬」における刺網漁業の操業に関する協定（以下、「協定」という。）に基づき、第5に定める区域において操業される「たら、すけそうたら、かれい、ひらめ、めばる等」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、9隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、許可又は起業の認可を申請する時点の協定に定める総トン数の条件を満たすものとする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、許可又は起業の認可を申請する時点の協定に定める馬力数の条件を満たすものとする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(1)の8点を順次結んだ7線によって囲まれた区域とする。

- (1) 北緯 38 度 27 分 24 秒、東経 138 度 32 分 48 秒
- (2) 北緯 38 度 29 分 0 秒、東経 138 度 30 分 54 秒
- (3) 北緯 38 度 30 分 54 秒、東経 138 度 31 分 48 秒
- (4) 北緯 38 度 32 分 24 秒、東経 138 度 35 分 18 秒
- (5) 北緯 38 度 32 分 24 秒、東経 138 度 35 分 48 秒
- (6) 北緯 38 度 31 分 12 秒、東経 138 度 37 分 18 秒
- (7) 北緯 38 度 29 分 24 秒、東経 138 度 37 分 6 秒

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、10月1日から翌年4月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、佐渡市内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 漁具は、次の条件を満たすものでなければならない。

ア 漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さで一番上に標旗（黄色）を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。また、漁具一連ごとに両浮標として各浮標には船名を明記しなければならない。

イ 海中に敷設する漁網の最高限度は、10把を1流しとし3流し以内でなければならない。ただし、1把の長さは40メートル以内とする。

ウ 使用する網は一枚網とし、その網の目合は9.09センチメートル（3寸）以上でなければならない。

(2) 「さけ」を目的として採捕してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

第5章 その他

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数の変更)

第11 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数の変更については、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数を上回らないものとする。

(推進機関の馬力数の変更)

第12 推進機関の馬力数の変更については、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数を上回らないものとする。

刺し網漁業（地先海域における固定式刺し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「たら、すけそうたら、かれい、ひらめ、めばる等」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、14隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、操業する権利を有する共同漁業権内とその地先の最大高潮時海岸線から4海里以内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営み、操業区域とする漁業権者の同意があった者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) 漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さで一番上に標旗(黄色)を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。
- (2) 「さけ」を目的として採捕してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（特定海域におけるめばる刺し網漁業）
許可方針（県内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域で操業される「めばる」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、5隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の区域とする。

(1) 次のア、イ、エ及びウの4点を順次結んだ線及び本土の最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場及び定置漁業の保護区域を除く。

(2) 次のイ、オ、カ、エ及びイの5点を順次結んだ4線によって囲まれた区域。ただし、水深150メートル（100尋）以深の区域を除く。

ア 新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点

イ アから西北西の線上28,000メートルの点

ウ 村上市蒲萄山山頂と岩船郡粟島浦村八幡鼻先端とを結ぶ線と本土の最大高潮時海岸線の交点

エ ウと岩船郡粟島浦村八幡鼻先端とを結ぶ線上ウから29,000メートルの点

オ イから西北西の線上4,200メートルの点

カ エから村上市蒲萄山山頂と岩船郡粟島浦村八幡鼻先端とを結ぶ線上21,400メートルの点

(3) 東経138度32.8分の線と東経138度44.8分の線との両線間における北緯38度36.2分の線以北の新潟県沖合海域

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月1日から10月31日までとする。ただし、第5の(2)の区域については7月1日から8月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、村上市内の旧山北町（平成20年3月31日時点の山北町）又は粟島浦村に住所を有し、村上市内又粟島浦村内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 漁具は、次の条件を満たすものでなければならない。

ア 漁具の両端に水面上 1.5メートル以上の高さで一番上に標旗(白色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

イ 海中に敷設する漁網の最高限度は、3流し以内とし、1流しの長さは360メートル以内でなければならない。

ウ 刺し網は一枚網とし、その網の目合は7.88センチメートル(2寸6分)以上8.48センチメートル(2寸8分)以内でなければならない。

(2) この漁業の操業は、16:00から22:00までの間でなければならない。

(3) この漁業を操業する日は、小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業の機船手繰網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業の板びき網漁業)を操業してはならない。

(4) 揚網後ただちにかえ網を投網してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（特定海域におけるめばる刺し網漁業）許可方針
（県外を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県と山形県の間で昭和51年5月1日に締結された山形県と新潟県との漁業調整に関する協定（以下、「協定」という。）に基づき、第5に定める区域において操業される「めばる」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の許可をする船舶の数は、0隻とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、東経138度32分48秒と東経138度44分48秒の線との両線間における北緯38度36分12秒の線以北の新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月1日から10月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、山形県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けて漁業を営む者で、山形県沖合海域におけるめばる刺し網漁業の許可を受けている者とする。

第2章 許可の有効期間

（許可の有効期間）

第8 この漁業の有効期間は、1年以内とする。

刺し網漁業（特定海域におけるあかがれい刺し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、山北町底びき網協議会、岩船港底びき網協議会、新潟県機船底曳網漁業協会、佐渡機船底曳網組合及び両津湾刺網組合の間で平成元年5月27日に締結された両津湾沖中瀬周辺海域における刺し網漁業の操業に関する協定書（以下、「協定」という。）に基づき、第5に定める区域において操業される「あかがれい」をとることを目的とした刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、15隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(1)の5点を順次結んだ4線によって囲まれた新潟県沖合の区域とする。

- (1) 北緯 38 度 17 分 10 秒、東経 138 度 42 分 8 秒
- (2) 北緯 38 度 17 分 40 秒、東経 138 度 48 分 28 秒
- (3) 北緯 38 度 12 分 51 秒、東経 138 度 45 分 48 秒
- (4) 北緯 38 度 12 分 16 秒、東経 138 度 40 分 53 秒

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、6月1日から9月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、佐渡市内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 漁具は、次の条件を満たすものでなければならない。

ア 漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さで一番上に標旗(黄色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

イ 海中に敷設する漁網の最高限度は、4流し以内とし、1流しの長さは750メートル以内でなければならない。

ウ 刺し網は一枚網とし、その網の目合は、12.12センチメートル(4寸)以上でなければならない。

(2) 漁具は、48時間以上敷設してはならない。

(3) 「ずわいがに」を採捕、所持及び販売してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

刺し網漁業（加茂湖における固定式刺し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、加茂湖一円において操業される刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、0隻とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、加茂湖一円とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、佐渡市内の両津湊、両津夷、両津夷新、春日、両津福浦、加茂歌代、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端又は秋津に住所を有し、佐渡地区内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) 漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さで一番上に標旗(黄色)を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記しなければならない。
- (2) 「さけ」を目的として採捕してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

粟島周辺海域における固定式刺し網漁業許可方針

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県粟島周辺海域において操業される刺し網漁業とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数)

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、2隻以内とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数)

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

(推進機関の馬力数)

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

(操業区域)

第5 この漁業の操業を認める区域は、共同漁業権漁場を除く粟島周辺の区域とする。

(漁業時期)

第6 この漁業を認める時期は、12月1日から翌年4月30日までとする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、粟島浦村内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) 操業中は、網の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さに標旗を立て、その標旗には漁業者の氏名又は名称及び船名を明記しなければならない。
- (2) この漁業の操業にあたっては、水深 195 メートル (130 尋) 線に沿って投網しなければならない。
- (3) 1回の投網は、37.5 メートル (25 間)、40 把以内でなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（あまだいこぎ刺し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「あまだい」をとることを目的としたこぎ刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、60隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数10トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

（1）第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

（2）第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

（3）第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) 定置漁業権の行使中は、その保護区域内における操業を禁止する。
- (2) 動力漁船2隻をもって操業してはならない。
- (3) 夜間（18:00 から翌4:00 まで）操業してはならない。
- (4) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（きすこぎ刺し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「きす」をとることを目的としたこぎ刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、121隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数10トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

（1）第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

（2）第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

（3）第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) 定置漁業権の行使中は、その保護区域内における操業を禁止する。
- (2) 動力漁船2隻をもって操業してはならない。
- (3) 夜間（18:00 から翌4:00 まで）操業してはならない。
- (4) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

刺し網漁業（いなだまき刺し網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「いなだ」をとることを目的としたまき刺し網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、33隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数10トン未満とし、2隻まきで操業する船舶は、主船、副船いずれも総トン数5トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、共同漁業権漁場の範囲内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営み、操業区域とする漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 この漁業の許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) この漁業の操業にあたっては、共同漁業権漁業に支障を与えてはならない。
- (2) 使用する網の長さは、500メートル以内でなければならない。
- (3) 新共第16号から新共第24号までの共同漁業権漁場内を操業区域とするものは、夜間(18:00から翌4:00まで)操業をしてはならない。
- (4) 新共第1号から新共第11号まで及び新共第25号共同漁業権漁場内を操業区域とするものは、集魚灯を使用してはならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

はえ縄（たら・すけそうたらはえ縄漁業）漁業許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「たら・すけそうたら」をとることを目的としたはえなわ漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、18隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、糸魚川市内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(共同漁業権内漁場における操業の条件)

第9 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

小型いか釣り漁業許可方針（県内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「するめいか」をとることを目的としたいか釣り漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、36隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数5トン以上30トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

（1）第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

（2）第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

（3）第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 集魚灯の合計光力は、180 キロワット以内でなければならない。
- (2) 船橋両側（船橋を有しない船舶については両舷側）の中央部に別記第1号様式の許可番号を表示しなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

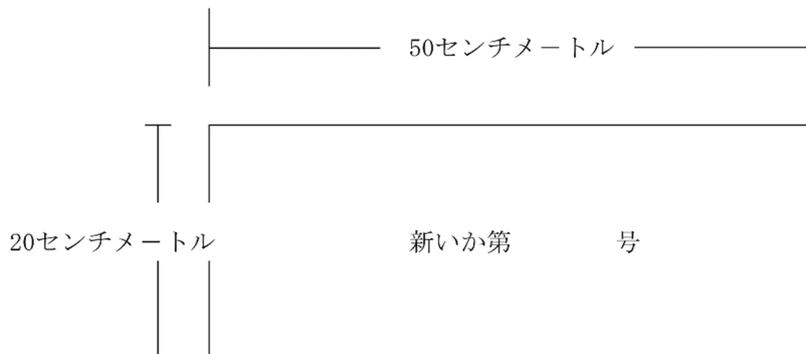
第10 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

第5章 その他

(許可等の申請にあたっての添付書類)

第11 許可等の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
操業計画書（別記第2号様式）

別記第1号様式



(赤地、黒文字)

操 業 計 画 書

1 設備明細

(1) いかつり機械所持台数 台

(2) 集魚灯設備

① 放電灯

電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
合計					KW・・・①

② 白熱灯 (ハロゲン灯を含む)

電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
合計					KW・・・②

③ 作業灯

電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
合計					KW・・・③

総合計 KW・・・①+②+③

(3) 発電機の容量 (台数) KW (台)

2 乗組員数 人

3 年間操業計画

(1) いかつり漁業操業計画

期 間				操 業 海 域
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	

(2) いかつり漁業以外に営む漁業の操業計画

期 間				操 業 海 域
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	

小型いか釣り漁業許可方針（県外を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「するめいか」をとることを目的としたいか釣り漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、申請のあった隻数とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数5トン以上30トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月1日から12月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県以外の道府県の漁船登録を受け、当該道府県沖合海域おけるいか釣り漁業許可を受けている者とする。

第2章 許可等の条件

（許可等の条件）

第8 許可にあたっては、次の条件を付するものとする。

(1) 集魚灯の合計光力は、180キロワット以内でなければならない。

(2) 漁獲物の陸揚港を指定した場合は、指定した港以外に陸揚してはならない。ただし、暴風雨、船舶の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(3) 船橋両側（船橋を有しない船舶については両舷側）の中央部に別記第1号様式の許可番号を表示しなければならない。

第3章 許可の有効期間

（許可の有効期間）

第9 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

第4章 その他

(漁業時期の変更)

第10 漁業時期の変更については、1月1日から1月31日において、漁業調整上支障がないと新潟県知事が判断した場合に認めるものとする。

(陸揚港の選定)

第11 この漁業の許可を受けようとする者は、原則として下表に定める港のうちから漁獲物等の陸揚港を1港選定しなければならない。なお、選定にあたっては、港を管轄する漁業協同組合等の同意を得るものとする。

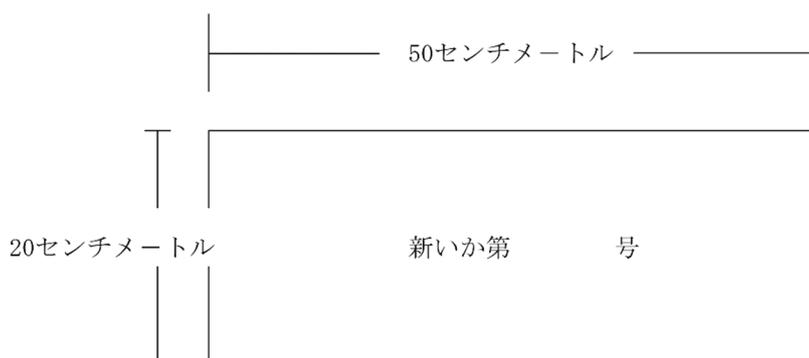
期 間	陸 揚 港
5月1日から12月31日までの間	新潟港（西港区）、両津漁港、柏崎港、岩船港、能生漁港、直江津港
1月1日から1月31日までの間	新潟港（西港区）、岩船港

(許可等の申請にあたっての添付書類)

第12 許可等の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本
- (2) 総トン数20トン以上の船舶については、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し
- (3) 操業計画書（別記第2号様式）
- (4) 第11に規定する同意書

別記第1号様式



(黄地、黒文字)

操 業 計 画 書

1 設備明細

(1) いかつり機械所持台数 台

(2) 集魚灯設備

① 放電灯

電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
合計					KW・・・①

② 白熱灯 (ハロゲン灯を含む)

電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
合計					KW・・・②

③ 作業灯

電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
電球	KW	×	個	=	KW
合計					KW・・・③

総合計 KW・・・①+②+③

(3) 発電機の容量 (台数) KW (台)

2 乗組員数 人

3 年間操業計画

(1) いかつり漁業操業計画

期 間				操 業 海 域
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	

(2) いかつり漁業以外に営む漁業の操業計画

期 間				操 業 海 域
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	
月	旬から	月	旬まで	

かご漁業（えびかご漁業）許可方針（佐渡市内で赤泊地区以外を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「えび」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、下表のとおりとする。

トン数階層	隻数（以内）
5トン未満	1隻
5トン以上10トン未満	0隻
10トン以上15トン未満	3隻
15トン以上20トン未満	2隻

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数20トン未満とする。

- 2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業を認める区域は、次のとおりとする。

(1) 次のアの区域からイ、ウ及びエを除いた区域

ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の3線を結んだ線との両線間の区域

(ア) 新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点より西北西（以下、方位は「磁針方位」とする。以下同じ。）の線

(イ) 北緯38度20分3秒、東経137度59分48分秒の点から真西の線

(ウ) 次のa、b、c、d、e、f、g及びhの8点を順次結んだ7線

a 北緯38度20分3秒、東経137度59分48秒の点

b 北緯38度25分3秒、東経137度59分48秒の点

c 北緯38度25分3秒、東経138度30分48秒の点（佐渡市弾崎北端から真北の線上、佐渡市弾崎北端から5海里の点）

d 北緯38度22分54秒、東経138度44分48秒の点

e 北緯38度27分42秒、東経138度47分48秒

f 北緯38度27分30秒、東経138度55分24秒の点

g 北緯38度17分24秒、東経138度50分30秒の点

h 北緯38度5分12秒、東経138度43分6秒の点

(エ) 北緯38度5分12秒、東経138度43分6秒の点から真東の線

イ 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の4線で囲まれた区域

(ア) 新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点より西北西の線

(イ) 東経 138 度 9 分 48 秒の線

(ウ) 北緯 38 度 30 分 12 秒の線

(エ) 北緯 38 度 30 分 12 秒、東経 138 度 37 分 18 秒の点と北緯 38 度 55 分 24 秒、東経 138 度 49 分 48 秒の点を見通した線

ウ 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の4点を順次結んだ4線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 38 度 34 分 12 秒、東経 138 度 39 分 6 秒の点

(イ) 北緯 38 度 34 分 12 秒、東経 138 度 44 分 18 秒の点

(ウ) 北緯 38 度 39 分 42 秒、東経 138 度 46 分 48 秒の点

(エ) 北緯 38 度 39 分 42 秒、東経 138 度 41 分 48 秒の点

エ 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(ア)の4点を順次結んだ3線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 38 度 30 分 10 秒、東経 138 度 54 分 48 秒の点

(イ) 北緯 38 度 40 分 10 秒、東経 138 度 54 分 48 秒の点

(ウ) 北緯 38 度 40 分 10 秒、東経 139 度 9 分 48 秒の点

(2) 次のア、イ及びウの9線を結んだ線以南の区域

ア 北緯 38 度 20 分 2.4 秒、東経 137 度 59 分 48 秒の点から真西の線

イ 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ク)を順次結んだ7線

(ア) 北緯 38 度 20 分 2.4 秒、東経 137 度 59 分 48 秒の点

(イ) 北緯 38 度 25 分 2.4 秒、東経 137 度 59 分 48 秒の点

(ウ) 北緯 38 度 25 分 2.4 秒、東経 138 度 30 分 48 秒の点 (佐渡市弾崎北端から真北の線上
佐渡市弾崎北端から5海里の点)

(エ) 北緯 38 度 22 分 54 秒、東経 138 度 44 分 48 秒の点

(オ) 北緯 38 度 27 分 42 秒、東経 138 度 47 分 48 秒の点

(カ) 北緯 38 度 27 分 30 秒、東経 138 度 55 分 24 秒の点

(キ) 北緯 38 度 17 分 24 秒、東経 138 度 50 分 30 秒の点

(ク) 北緯 38 度 5 分 12 秒、東経 138 度 43 分 6 秒の点

ウ 北緯 38 度 5 分 12 秒、東経 138 度 43 分 6 秒の点から真東の線

(漁業時期)

第6 この漁業を認める時期は、次のとおりとする。

(1) 第5の(1)の区域においては、5月1日から5月31日まで及び9月1日から11月20日まで、並びに翌年4月1日から4月30日までとする。

(2) 第5の(2)の区域においては、5月1日から5月31日まで及び9月1日から翌年4月30日までとする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、佐渡市内で旧赤泊村*及び旧小木町*以外の地区に住所を有し、佐渡市を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。(※H16.2.28時点の赤泊村及び小木町)

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた実績船及び実績船よりも総トン数及び馬力が大きくない代船又は承継による申請

(2) 第2順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者が、当該漁業の許可又は起業の認可を受けている船舶について、第2に規定する当該船舶の有効トン数が属する区分の限度内の他の船舶を代船として行った許可又は起業の認可の申請

(3) 第3順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(4) 第4順位

第1順位、第2順位及び第3順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 次のア、イ、ウ、エ及びアの5点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、11月21日から翌年の1月31日までの間操業してはならない。

ア 北緯38度22分42秒、東経138度46分18秒の点

イ 北緯38度22分30秒、東経138度49分6秒の点

ウ 北緯38度19分12秒、東経138度50分6秒の点

エ 北緯38度19分6秒、東経138度45分6秒の点

(2) この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、別表2のとおりとする。

(3) 漁業調整上次の区域については、それぞれの期間水深450メートル以浅の区域で操業してはならない。

ア 前項別表2に定めるA区域及びB区域については、5月1日から6月30日まで及び9月1日から11月20日まで並びに翌年4月1日から4月30日までの間

イ C区域(北緯38度13分42秒、東経138度39分48秒の点と北緯38度38分12秒、東経139度0分48秒の点を結んだ線、それぞれの点より東南東の線及び本土の最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域)については、9月1日から11月20日までの間

ウ 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ク)の8点を順次結んだ線に囲まれた区域については、11月21日から翌年3月31日までの間

(ア) 北緯38度27分42秒、東経138度47分48秒の点

(イ) 北緯38度27分30秒、東経138度55分24秒の点

(ウ) 北緯38度17分24秒、東経138度50分30秒の点

(エ) 北緯38度19分12秒、東経138度50分6秒の点

(オ) 北緯38度22分30秒、東経138度49分6秒の点

- (カ) 北緯 38 度 22 分 42 秒、東経 138 度 46 分 18 秒の点
- (キ) 北緯 38 度 22 分 54 秒、東経 138 度 44 分 48 秒の点

- (4) 漁具の両端に設置したボンデンに水面上 1.5 メートル以上の高さで一番上に黒色の標旗を立て、夜間においては 1 個ないし 2 個の識別できる標識を掲げるとともに、両端の浮標に船名を明記した札等を付けなければならない。
- (5) この漁業をするときは、ずわいがにかご漁業、べにずわいがにかご漁業及びばいかご漁業をしてはならない。

(漁船及び漁具の検査)

第 10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ、漁船及び漁具の検査を行う。

第 4 章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第 11 この漁業の許可の有効期間は、1 年以内とする。

第 5 章 その他

(漁業時期の変更)

第 12 漁業時期の変更については、6 月 1 日から 6 月 30 日において、漁業調整上支障がないと知事が判断した場合に認めるものとする。

(使用船舶の大型化)

第 13 当該漁業に使用する船舶を大型化しようとする場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) トン数補充を要しない大型化

当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可を受けた船舶について大型化しようとするとき、又は代船により大型化しようとするときは、大型化後の船舶の総トン数が、大型化前の総トン数の属する船舶階層区分（別表 1。以下同じ。）の同段左欄に掲げるトン数の範囲内である場合に限り補充トン数を見合いとすることなく大型化の許可又は起業の認可をするものとする。

(2) トン数補充を要する大型化

当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、前項に規定する場合を除き、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶を大型化しようとする場合は、当該大型化前の船舶と総トン数の属する船舶階層区分を同じくするこの漁業の許可船舶であって、次項に規定する要件をみたすものの廃業を見合いとする場合に限り一階層上位の大型化の許可又は起業の認可をするものとする。

ア 当該廃業のときまで引き続き 6 ヶ月以上この漁業を休業していないこと。

イ 当該船舶につき、当該廃業する者が許可の取消しの処分に相当する悪質な漁業法令違反をしていないこと。

別表2

区 分	漁 具 の 規 模 等
連 数	<p>1 次の区域（A区域及びB区域）においては、4連以内でなければならない。 A区域…東経138度9分48秒の線、東経138度49分48秒の線、北緯38度25分12秒の線及び北緯38度30分12秒の線の4線によって囲まれた区域 B区域…新潟県と山形県との最大高潮時海岸線上の境界点より西北西の線以南であって、北緯38度30分12秒、東経138度37分18秒の点と北緯38度55分24秒、東経138度49分48秒の点を見通した線と、北緯38度30分12秒の線及び東経138度49分48秒の3線によって囲まれた区域で禁止区域を除いた区域</p> <p>2 次の区域（D区域）においてのみ操業する場合は、6連以内でなければならない。 D区域…上越市関川河口中央と佐渡市沢崎鼻灯台中心点とを結ぶ線、新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点を結ぶ線、本土及び佐渡島の最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域</p> <p>3 A区域、B区域及びD区域を除いた区域で操業する場合は、5連以内でなければならない。</p>
使用かご数	<p>総トン数10トン未満の船舶については、総使用かご数は800個以内、1連当たり160個以内でなければならない。 総トン数10トン以上15トン未満の船舶については、総使用かご数は1,050個以内、1連当たり210個以内でなければならない。 総トン数15トン以上20トン未満の船舶については、総使用かご数は1,200個以内、1連当たり240個以内でなければならない。</p>
かごの網の目合	2.75センチメートル（12節）以上でなければならない。
落とし口の内径	13センチメートル以下でなければならない。

かご漁業（えびかご漁業）許可方針（佐渡市の赤泊地区内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「えび」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、下表のとおりとする。

トン数階層	隻数（以内）
5トン未満	0隻
5トン以上10トン未満	0隻
10トン以上15トン未満	3隻
15トン以上20トン未満	1隻

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数20トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業を認める区域は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イ、本土及び佐渡島の最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域

ア 上越市関川河口中央と佐渡市沢崎鼻灯台中心点を結んだ線

イ 新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点を結ぶ線

(2) 次のア、イ、本土及び佐渡島の最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域

ア 新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点を結ぶ線

イ 新潟市信濃川河口中央と佐渡市城ヶ鼻灯台中心点を結んだ線

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月1日から5月31日まで及び9月1日から翌年4月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、佐渡市内の旧赤泊村[※]又は旧小木町[※]に住所を有し、佐渡市の赤泊地区内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。（[※]H16.2.28時点の赤泊村及び小木町）

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた実績船及び実績船よりも総トン数及び馬力が大きくない代船又は承継による申請

(2) 第2順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者が、当該漁業の許可又は起業の認可を受けている船舶について、第2に規定する当該船舶の有効トン数が属する区分の限度内の他の船舶を代船として行った許可又は起業の認可の申請

(3) 第3順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(4) 第4順位

第1順位、第2順位及び第3順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、別表2のとおりとする。

(2) 漁具の両端に設置したボンデンに水面上1.5メートル以上の高さで一番上に黒色の標旗を立て、夜間においては1個ないし2個の識別できる標識を掲げるとともに、両端の浮標に船名を明記した札等を付けなければならない。

(3) この漁業をするときは、ずわいがにかご漁業、べにずわいがにかご漁業及びばいかご漁業をしてはならない。

(漁船及び漁具の検査)

第10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ、漁船及び漁具の検査を行う。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

第5章 その他

(漁業時期の変更)

第12 漁業時期の変更については、6月1日から8月31日において、漁業調整上支障がないと知事が判断した場合に認めるものとする。

(使用船舶の大型化)

第13 当該漁業に使用する船舶を大型化しようとする場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) トン数補充を要しない大型化

当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可を受けた船舶について大型化しようとするとき、又は代船により大型化しようとするときは、大型化後の船舶の総トン数が、大型化前の総トン数の属する船舶階層区分（別表1。以下同じ。）の同段左欄に掲げるトン数の範囲内である場合に限り補充トン数を見合いとすることなく大型化の許可又は起業の認可をするものとする。

(2) トン数補充を要する大型化

当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、前項に規定する場合を除き、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶を大型化しようとする場合は、当該大型化前の船舶と総トン数の属する船舶階層区分を同じくするこの漁業の許可船舶であって、次項に規定する要件をみたすものの廃業を見合いとする場合に限り一階層上位の大型化の許可又は起業の認可をするものとする。

ア 当該廃業のときまで引き続き6ヶ月以上この漁業を休業していないこと。

イ 当該船舶につき、当該廃業する者が許可の取消しの処分に相当する悪質な漁業法令違反をしていないこと。

別表2

区 分	漁 具 の 規 模 等
連 数	12連以内（ただし、第5(2)に敷設する漁具は5連以内）でなければならない。
使用かご数	1 総トン数10トン以上15トン未満の船舶については、総使用かご数は1,050個以内、1連当たり210個以内でなければならない。 2 総トン数15トン以上20トン未満の船舶については、総使用かご数は1,200個以内、1連当たり240個以内でなければならない。 ただし、1、2の規定に関わらず佐渡漁業協同組合に所属しホッコクアカエビ個別漁獲割当に取り組む者は、過去に廃船した漁船のかご数を加算できるものとし、その使用かご数は廃船した漁船のトン数毎で1、2の規定によるものとする。
かごの網の目合	2.75センチメートル（12節）以上でなければならない。
落とし口の内径	13センチメートル以下でなければならない。

かご漁業（えびかご漁業）許可方針（旧山北町内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「えび」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可すべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、1隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数10トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の(1)、(2)、(3)及び(1)の4点を順次結んだ3線によって囲まれた区域とする。

- (1) 北緯38度30分10秒、東経138度54分48秒の点
- (2) 北緯38度40分10秒、東経138度54分48秒の点
- (3) 北緯38度40分10秒、東経139度9分48秒の点

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月1日から7月31日まで及び9月1日から11月10日まで並びに翌年3月1日から4月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、村上市内の旧山北町（平成20年3月31時点の岩船郡山北町）内に住所を有し、村上市を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた実績船及び実績船よりも総トン数及び馬力が大きくない代船又は承継による申請

(2) 第2順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者が、当該漁業の許可又は起業の認可を受けている船舶について、第2に規定する当該船舶の有効トン数が属する区分の限度内の他の船舶を代船として行った許可又は起業の認可の申請

(3) 第3順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(4) 第4順位

第1順位、第2順位及び第3順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、別表のとおりとする。
- (2) 漁具の両端に設置したボンデンに水面上 1.5メートル以上の高さで一番上に黒色、7月1日から7月31日の間は次に赤色の標旗を立て、夜間においては1個ないし2個の識別できる標識を掲げるとともに、両端の浮標に船名を明記した札等を付けなければならない。
- (3) 漁業調整上、北緯38度13分42秒、東経138度39分48秒の点と北緯38度38分12秒、東経139度0分48秒の点を結んだ線、それぞれの点より東南東の線及び本土の最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域については、9月1日から11月20日までの間水深450メートル以浅の区域で操業してはならない。
- (4) この漁業をするときは、ずわいがにかご漁業、べにずわいがにかご漁業及びばいかご漁業をしてはならない。

(漁船及び漁具の検査)

第10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ、漁船及び漁具の検査を行う。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

別表

区 分	漁 具 の 規 模 等
連 数	5連以内でなければならない。
使用かご数	総使用かご数は800個以内、1連当たり160個以内でなければならない。
かごの網の目合	2.75センチメートル(12節)以上でなければならない。
落とし口の内径	13センチメートル以下でなければならない。

かご漁業（新潟・山形両県の沖合魚礁群海域におけるえびかご漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県と山形県の間で昭和51年5月1日に締結された山形県と新潟県との漁業調整に関する協定に基づき、第5に定める区域において操業される「えび」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、0隻とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数20トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、北緯39度00分10.167秒の線と北緯39度20分10.033秒の線との両線間における次の(1)、(2)及び(3)の3点を順次結んだ線以西の新潟・山形両県の沖合魚礁群沖合区域とする。

(1) 北緯39度00分10.167秒、東経138度34分48.214秒の点

(2) 北緯39度10分10.104秒、東経138度39分48.159秒の点

(3) 北緯39度20分10.033秒、東経138度39分48.131秒の点

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月10日から5月31日まで及び9月1日から10月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可等の条件

（許可等の条件）

第8 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

ア 連数は5連以内、1連の幹縄の全長は800メートル以内でなければならない。

イ かごの網の目合は、2.75センチメートル(12節)以上でなければならない。

ウ 落とし口の内径は、13センチメートル以下でなければならない。

- (2) 漁具の両端に設置したボンデンに水面上 1.5メートル以上の高さで一番上に黒色の標識を立て、夜間においては1個ないし2個の識別できる標識を掲げるとともに、両端の浮標に船名を明記した札等をつけなければならない。
- (3) この漁業をするときは、ずわいがにかご漁業、べにずわいがにかご漁業及びびばいかご漁業をしてはならない。
- (4) この区域において操業する場合については、別図に定める船体標識をしなければならない。

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

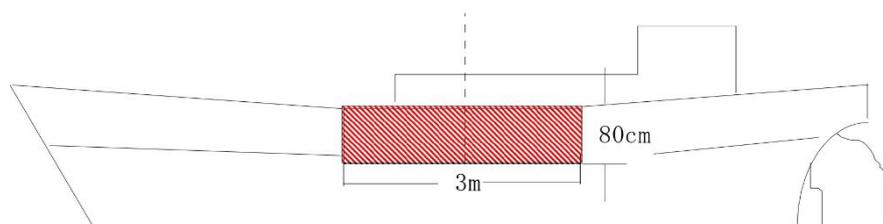
第9 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

別図

船体標識



部分……赤色



かご漁業（ずわいがにかご漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「ずわいがに」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、6隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数10トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次の新潟県沖合区域(1)～(4)とする。

- (1) 新潟県と富山県との最大高潮時海岸線上の境界点（境川河口中央）から北の線と糸魚川市姫川河口中央から北の線との間水深200メートルから600メートルまでの区域
- (2) 佐渡市田切須崎先端から西の線と同線から南へ佐渡市沢崎鼻灯台中心点と北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点とを結んだ線までの間の佐渡島の最大高潮時海岸線から（以下「距岸」という。）4海里以内の区域
- (3) 北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点と佐渡市沢崎鼻灯台中心点とを結ぶ線、新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線、本土及び佐渡島の最大高潮時海岸線の4線によって囲まれた区域
- (4) 新潟市新川河口中央と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結んだ線と同線から北へ佐渡市姫埼灯台中心点から東の線までの間の佐渡島距岸4海里以内の区域

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、10月1日から翌年5月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効な当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

区 分	第5(1)、(2)及び(4)の操業区域で操業する場合	第5(3)の操業区域で操業する場合
使用かご数	総使用かご数は、120個以内でなければならない。	総使用かご数は、240個以内、1連当たり40個以内でなければならない。
連 数	4連以内でなければならない。	6連以内でなければならない。
1連の長さ	600メートル以内でなければならない	
かごの網の目合	13センチメートル(4寸3分)以上でなければならない。	13センチメートル(4寸3分)以上でなければならない。

(2) 漁具の両端に設置したボンデンに水面上1.5メートル以上の高さで一番上に青色の標旗、その下に船名を明記した札等を付けなければならない。

(3) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

(4) ずわいがにかご漁業を操業するときは、えびかご漁業、べにずわいがにかご漁業及びばいかご漁業を操業してはならない。

(漁船及び漁具の検査)

第10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ、漁船及び漁具の検査を行う。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

かご漁業（ばいかご漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「ばい」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、16隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数7トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イ、ウ及びエの4点を順次結んだ線及び本土の最大高潮時海岸線の4線とによって囲まれた区域

ア 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線上の境界点（境川河口中央）

イ アの点から北の線上6海里の点

ウ 佐渡市沢崎鼻灯台中心点と北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点とを結んだ線上、北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点から19海里の点

エ 北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点

(2) 次のア、イ、ウ、エ及びアの5点を順次結んだ4線によって囲まれた区域

ア 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線上の境界点（境川河口中央）から北の線上6海里の点

イ 佐渡市沢崎鼻灯台中心点と北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点とを結んだ線上、北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点から19海里の点

ウ 佐渡市沢崎鼻灯台中心点と北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点とを結んだ線上、北緯37度11分16.70秒、東経138度14分58.99秒の点から24海里の点

エ 北緯37度36分11秒、東経137度53分49秒の点

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、次のとおりとする。

(1) 第5(1)の区域については周年とする。

(2) 第5(2)の区域については7月1日から8月31日までとする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、糸魚川市から上越市名立区に至る地区(以下、「上越地区」という。)に住所を有し、上越地区内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効な当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

ア 連数

(ア) 第5(1)の区域のみで操業する場合(5月1日から翌年4月30日まで)
3連以内

(イ) 第5(1)及び(2)の区域で同時に操業する場合(7月1日から8月31日まで)
第5(1)の区域については2連以内及び第5(2)の区域については1連以内

イ 1連の長さ又はかご数

1,000メートル以内又は2,000メートル以内かつ100かご以内でなければならない。

ただし、後者の漁具を使用する者の漁業時期は4月1日から10月31日までとする。

ウ かごの網の目合

3.36センチメートル(10節)以上でなければならない。

(2) 漁具の両端に設置したボンデンに水面上1.5メートル以上の高さで一番上に白色の標旗、その下に船名を明記した札等を付けなければならない。ただし、前記ボンデン等の設置を漁具の片端のみとすることができる。

(3) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

(4) ばいかご漁業を操業しようとするときは、えびかご漁業、ずわいがにかご漁業及びべにずわいがにかご漁業を操業してはならない。

(漁船及び漁具の検査)

第10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ、漁船及び漁具の検査を行う。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

かご漁業（べにずわいがにかご漁業）許可方針
（新潟市内を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「べにずわいがに」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の隻数は、2隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数50トン以上150トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、北緯41度20分9秒の線以南と次に掲げる線から成る線以東の日本海の区域で、東経138度以西、北緯38度35分以上の水深1,300メートル以深の新潟県沖合の区域及び東経138度以東、北緯39度00分以上の水深1,300メートル以深の新潟県沖合の区域とする。

ア 北緯41度20分9秒、東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒、東経137度59分48秒の点に至る直線

イ 北緯40度30分9秒、東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒、東経134度59分50秒の点に至る直線

ウ 北緯37度30分10秒、東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒、東経133度59分50秒の点に至る直線

エ 北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月1日から6月30日まで及び9月1日から翌年4月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟市内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効な当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 使用漁具数の限度は、5連600かご以内とする。

(2) かごの網の目合は、15センチメートル(5寸)以上、かつ、かごの側面最下部の各網目の縦及び横方向の長さ(結節間の内径距離)の平均は、それぞれ10センチメートル以上でなければならない。

(3) 雌がにを採捕、所持及び販売してはならない。

(4) 甲幅10センチメートル未満の雄がにを採捕してはならない。

(5) 漁具の片端に設置したボンデンに水面上1.5メートル以上の高さで一番上に赤色の標旗、その下に船名を明記した札等を付けなければならない。

(6) この漁業を操業するときは、えびかご漁業、ばいかご漁業及びずわいがにかご漁業を操業してはならない。

(漁船及び漁具の検査)

第10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ漁船及び漁具の検査を行う。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

かご漁業（べにずわいがにかご漁業）許可方針
（新潟市以外の地区を主たる根拠地とする船舶）

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「べにずわいがに」をとることを目的としたかご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の隻数は、下表のとおりとする。

トン数階層	隻数（以内）
20 トン未満	12 隻
20 トン以上 50 トン未満	0 隻

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、総トン数 50 トン未満とする。

2 現に許可又は起業の認可を受けている船舶については、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、北緯 41 度 20 分 9 秒の線以南と次に掲げる線から成る線以東の日本海の区域で、水深 800 メートル以深の新潟県沖合の区域とする。ただし、柏崎市柏崎港西防波堤灯台中心点と佐渡市沢崎鼻灯台中心点とを結ぶ線、佐渡市弾埼灯台中心点と岩船郡粟島灯台中心点を結ぶ線と本土及び佐渡島の最大高潮時海岸線の 4 線により囲まれた区域を除く。

ア 北緯 41 度 20 分 9 秒、東経 137 度 59 分 48 秒の点から北緯 40 度 30 分 9 秒、東経 137 度 59 分 48 秒の点に至る直線

イ 北緯 40 度 30 分 9 秒、東経 137 度 59 分 48 秒の点から北緯 37 度 30 分 10 秒、東経 134 度 59 分 50 秒の点に至る直線

ウ 北緯 37 度 30 分 10 秒、東経 134 度 59 分 50 秒の点から北緯 37 度 30 分 10 秒、東経 133 度 59 分 50 秒の点に至る直線

エ 北緯 37 度 30 分 10 秒以南の東経 133 度 59 分 50 秒の線

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5 月 1 日から 12 月 31 日まで及び翌年 3 月 1 日から 4 月 30 日とする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内の新潟市以外の地区を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効な当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

(1) 使用漁具数の限度は、総トン数20トン未満の船舶にあつては3連300かご以内、総トン数20トン以上50トン未満の船舶にあつては4連450かご以内とする。

(2) かごの網の目合は、15センチメートル(5寸)以上、かつ、かごの側面最下部の各網目の縦及び横方向の長さ(結節間の内径距離)の平均は、それぞれ10センチメートル以上でなければならない。

(3) 雌がにを採捕、所持及び販売してはならない。

(4) 甲幅10センチメートル未満の雄がにを採捕してはならない。

(5) 漁具の片端に設置したボンデンに水面上1.5メートル以上の高さで一番上に赤色の標旗、その下に船名を明記した札等を付けなければならない。

(6) この漁業を操業するときは、えびかご漁業、ばいかご漁業及びずわいがにかご漁業を操業してはならない。

(漁船及び漁具の検査)

第10 許可証の交付にあたっては、必要に応じ漁船及び漁具の検査を行う。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第11 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

敷網漁業（やりいか棒受網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域で操業される「やりいか」をとることを目的とした敷網漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、11隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、佐渡市台ヶ鼻灯台中心点から270度の線以北および佐渡市岩谷口と真更川との最大高潮時海岸線上の境界点から300度の線以南の共同漁業権の範囲内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、1月15日から5月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、佐渡市内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営み、操業区域とする漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

しいらづけ漁業許可方針

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沖合海域において操業される「しいら」をとることを目的としたしいらづけ漁業とする。

(許可又は起業の認可すべき船舶等の数)

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、0隻とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数)

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

(推進機関の馬力数)

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

(操業区域)

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沖合の区域とする。

(漁業時期)

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶で漁業を営む者とする。

第2章 許可等の条件

(共同漁業権内漁場における操業の条件)

第8 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

潜水器漁業許可方針

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沿岸海域において操業される「魚介藻類」をとることを目的とした潜水器漁業とする。

(許可又は起業の認可をすべき漁業者の数)

第2 許可又は起業の認可をする漁業者の数は、15名以内とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数)

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、定めないものとする。

(推進機関の馬力数)

第4 推進機関の馬力数は、定めないものとする。

(操業区域)

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沿岸の区域とする。

(漁業時期)

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県に住所を有し漁業を営む者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る漁業者の人数が第2に定める人数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る人数が第2に定める人数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた漁業者又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可等の条件

(許可等の条件)

第9 許可にあたり、次の条件を付するものとする。

- (1) この漁業の操業にあたっては、許可された魚介藻類以外の水産動植物をとってはならない。
- (2) 漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

第4章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第10 この漁業の許可の有効期間は、1年以内とする。

地びき網漁業許可方針

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沿岸海域において操業される地びき網漁業とする。

(許可又は起業の認可をすべき漁業者の数)

第2 許可又は起業の認可をする漁業者の数は、2名以内とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数)

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、定めないものとする。

(推進機関の馬力数)

第4 推進機関の馬力数は、定めないものとする。

(操業区域)

第5 この漁業の操業を認める区域は、共同漁業権漁場の範囲内の区域とする。

(漁業時期)

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県に住所を有して漁業を営み、操業区域とする漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る漁業者の人数が第2に定める人数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る人数が第2に定める人数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた漁業者又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

小型定置漁業許可方針

第1章 制限措置

(漁業種類)

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県沿岸海域において操業される小型定置漁業とする。

(許可又は起業の認可をすべき漁業者の数)

第2 許可又は起業の認可をする漁業者の数は、2名以内とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数)

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、定めないものとする。

(推進機関の馬力数)

第4 推進機関の馬力数は、定めないものとする。

(操業区域)

第5 この漁業の操業を認める区域は、新潟県沿岸の区域とする。

(漁業時期)

第6 この漁業を認める時期は、周年とする。

(漁業を営む者の資格)

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県に住所を有し漁業を営む者とする。ただし、漁業法第105条の規定により漁業を営む権利のない共同漁業権漁場で操業するときは、当該漁業権者の同意を得ることも資格要件とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

(許可又は起業の認可の基準)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る漁業者の人数が第2に定める人数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る人数が第2に定める人数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた漁業者又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

II 内水面における知事許可漁業の許可方針

小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業のしじみ貝けた網漁業）許可方針

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県の内水面において操業される「しじみ」をとることを目的とした小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、86隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、内共第8号の範囲内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業を認める時期は、5月15日から9月10日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶により漁業を営み、内共第8号の漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

- (3) 第3順位
第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。

Ⅲ その他

起業の認可方針

(適用の範囲)

第1 この方針を適用する漁業は、新潟県知事が許可する全ての知事許可漁業とする。

(認可の期間)

第2 認可の期間は当該認可の日から10ヶ月間（認可の有効期間が10ヶ月以内に満了する場合は、その満了する日まで）とする。

(認可の延長)

第3 船舶の建造が確実な場合又は船舶の取得が確実と認められる場合には、前条の期間を更に10ヶ月を限度とする合理的な期間延長する。